

新型コロナウイルスに感染した場合等の自宅待機期間について(新型コロナウイルス対策本部会議(令和2年12月14日)決定)

		本人の状況	電話相談 (かかりつけ医、東京都発熱 相談センター等)	医療機関 (かかりつけ医、地域の身近 な医療機関等)	PCR検査結果	自宅待機期間	復帰要件
感染した場合	1	感染者となった	—	—	—	・ 治癒するまで (保健所等の指示に従う)	・ 医師が治癒したと判断
感染が疑われる場合	2	濃厚接触者と特定された場合	—	—	陰性または未実施	・ 接触した日を0として、翌日から14日間 (保健所等の指示に従う)	・ 本人に症状がないこと
	3-1	発熱等の症状が生じた場合 (※1)	相談した	受診の必要なし	—	○次の両方の条件を満たすこと ・ 症状が出た日を0として、翌日から7日間 ・ 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過するまで	・ 発熱等の症状がないこと ・ 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること
	3-2	・ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱(目安として37.5 度以上)等の強い症状のいずれかがあ る場合 ・ 重症化しやすい方(※)で、発熱や 咳などの比較的軽い風邪の症状がある 場合 ※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿 病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性 肺疾患など)など)がある方や透析を 受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤 などを用いている方		受診した	未実施	○次の両方の条件を満たすこと ・ 症状が出た日を0として、翌日から7日間 ・ 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過するまで	・ 発熱等の症状がないこと ・ 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること
	3-3	・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的 軽い風邪の症状が4日以上続く場合 (解熱剤などを飲み続けなければならない 方も同様。)		受診した	実施(陰性)	○次の両方の条件を満たすこと ・ 症状が出た日を0として、翌日から7日間 ・ 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過するまで	・ 発熱等の症状がないこと ・ 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過していること
	3-4			受診した	実施(陽性)	・ 治癒するまで (保健所等の指示に従う)	・ 医師が治癒したと判断
大学判断による場合 (本人に症状がない 場合)	4	感染者、濃厚接触者及び感染が疑われ る者と接触がある場合 (同居の家族以外の場合)	—	—	—	・ 待機理由発生日を0として、翌日から7日間 ただし、以下の場合はそれぞれの期間までとする ①教職員本人が接触した感染者、濃厚接触者及び感染が疑われる 者がPCR検査を受診した場合、PCR検査が陰性と判明した日まで ②教職員本人が接触した濃厚接触者及び感染が疑われる者が、医 療機関でPCR検査を受診する必要があると診断された日まで	左記①の場合、次の両方の条件を満たすこと ・ 教職員本人が接触した感染者、濃厚接触者及び感染が疑われる 者のPCR検査が陰性であること ・ 教職員本人が感染者及び濃厚接触者に該当せず、かつ発熱等の 症状のない場合 左記②の場合 ・ 教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除
同居の家族等に感染 の疑いがある場合 (本人に症状がない 場合)	5-1	同居の家族等に発熱等の症状が生じた 場合 (※1)	—	—	—	・ 待機理由発生日を0として、翌日から7日間 ただし、以下の場合はそれぞれの期間までとする ①同居の家族等がPCR検査を受診した場合、同居の家族等のPCR 検査が陰性と判明した日まで ②同居の家族等に発熱等の症状があるが、医療機関がPCR検査を 受診する必要があると診断した日まで	左記①の場合、次の両方の条件を満たすこと ・ 同居の家族等のPCR検査が陰性であること ・ 教職員本人が感染者及び濃厚接触者に該当せず、かつ発熱等の 症状のない場合 左記②の場合 ・ 教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除
	5-2	同居の家族等が濃厚接触者及び感染が 疑われる者である場合	—	—	—	・ 待機理由発生日を0として、翌日から7日間 ただし、以下の場合はそれぞれの期間までとする ①同居の家族等がPCR検査を受診した場合、同居の家族等のPCR 検査が陰性と判明した日まで ②同居の家族等が濃厚接触者となったが、医療機関がPCR検査を 受診する必要があると診断した日まで	左記①の場合、次の両方の条件を満たすこと ・ 同居の家族等のPCR検査が陰性であること ・ 教職員本人が感染者及び濃厚接触者に該当せず、かつ発熱等の 症状のない場合 左記②の場合 ・ 教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除

※1 発熱(目安として37.5度以上)、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常が一つでもある場合